

ふるさと納税ワンストップ特例制度のご案内

ふるさと納税による税の控除を受けるためには、確定申告または個人住民税の申告を行う必要がありますが、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することで、確定申告等を行わなくても税の控除を受けることができます。

ワンストップ特例制度が適用される方は、次の条件を満たす方です。

- ① 給与所得者など、通常は確定申告や住民税申告を行う必要が無い方
- ② ふるさと納税以外に確定申告するもの(医療費控除、住宅ローン控除など)が無い方。
- ③ 1年間の寄附先が5自治体以下の方

※同一自治体に複数回寄附された方は、1自治体として数えます。

※上記を満たさない方は確定申告が必要です。

ワンストップ特例制度による申請を希望される方は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項をご記入のうえ、添付資料を添えて、寄附をされた翌年の1月10日までに郵送してください(必着)。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインによる申請も可能です。

ワンストップ特例制度による申請を行っていても、上記①～③の条件を満たさなかった場合は、本制度は適用されませんので、確定申告を行ってください。

また、寄附をされた翌年の1月1日までに住所や氏名が変更となった方は、変更届を提出されませんと、本制度が適用されませんのでご注意ください。

申請に必要な書類一覧	マイナンバーカードをお持ちの方	通知カードをお持ちの方	マイナンバーカード通知カードどちらもお持ちでない方
マイナンバー確認のための書類	マイナンバーカードの裏面のコピー	通知カードのコピー	マイナンバーが記載された住民票の写し
本人確認のための書類	マイナンバーカードの表面のコピー	以下いずれかの本人確認証のコピー (顔つきのものは1種類、顔無しの場合は2種類必要) <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・健康保険証 等	

申請書の送付先 (証明書に返信用封筒が同封されていますのでそちらをご利用ください)

〒861-2295 熊本県上益城郡益城町宮園702 益城町役場 企画財政課 宛

提出期限 寄附の翌年1月10日※必着 (オンラインによる申請期限も同日です)

令和 5 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

第五十五号の五様式（附則第二条の四）

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

申請日(記入日)
寄付先の自治体
の長宛

令和 年 月 日	益城町長 殿	整理番号	0
住所	〒 000-0000 △△県〇〇市□□町0丁目0番0号	フリガナ	フルサト タロウ
		氏名	故郷 太郎
電話番号	123-4567-7890	個人番号	
		生年月日	年 月 日

マイナンバー
(12桁の番号)

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附をした日付
(申込日)

1 当団体に対する寄附に関する事項	寄附年月日	寄附金額
	令和5年9月30日	12,000 円

前ページの条件
①②に該当する
方はチェック

2. 申告の特例の適用に関する事項
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

前ページの条件
③に該当する方
はチェック

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和5年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

住所	△△県〇〇市□□町0丁目0番0号	受付日付印
氏名	故郷 太郎 殿	
受付団体名	熊本県 益城町	